

大阪府立大学工業高等専門学校教職員休職規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 106

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第20条第3項の規定に基づき、大阪府立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）に勤務する教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の休職に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の効果)

第2条 休職中の教職員は、教職員としての身分は保有するが、職務には従事しない。

2 休職中の教職員は、休職の期間中、大阪府立大学工業高等専門学校管理職員給与規程又は大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程に定めるものを除き、いかなる給与も支給されない。

(就業規則等の遵守)

第3条 教職員は、休職の期間中であっても、職務に従事しないほかは、就業規則及び高専の諸規程を遵守しなければならない。

(休職の期間等)

第4条 就業規則第20条第1項各号（第2号を除く。）に規定する休職の期間は、当該休職をした日から引き続き3年を超えない範囲内でこれを更新することができる。

2 就業規則第20条第1項第1号に規定する休職（以下「病気休職」という。）については、同一の休職事由に該当する状態が存続する限り、その原因である疾病の種類、従事する職務内容等が異なることとなった場合においても、引き続き3年を超えることができない。

3 就業規則第20条第1項第1号の規定に該当するものとして休職にした教職員で既に復職をしているものにつき、再び同号の規定に該当するものとしてこれを休職にするときは、その再度の休職の期間については、当該復職前の休職の期間を更新するものとして、前項の規定を適用する。この場合において、これらの休職の期間は、当該復職前の休職にした日（当該復職前の休職の期間が前項又はこの項の規定により更新したものである場合にあっては、その最初の更新前の休職にした日）から引き続いているものとみなす。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する教職員に係る再度の休職の期間については、同項の規定を適用しない。

(1) その者の復職の日から起算して1年を経過した場合

(2) その者の復職前の休職の事由とした心身の故障と明らかに異なる心身の故障により再び休職にする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）が特に必

要と認める場合

(休職の手続)

第6条 本法人は、教職員の意に反して当該教職員を休職(就業規則第20条第1項第6号に該当する休職を除く。)にすることができる。

2 本法人は、前項の規定により教職員を休職にする場合には、その理由を記載した文書を交付して行う。

3 前項の文書の交付を受けるべき教職員の所在を知ることができない場合については、大阪府立大学工業高等専門学校教職員懲戒規程第3条第3項の規定例により、当該交付を行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。